

白馬村環境基本条例及び白馬村環境基本条例施行規則における開発の基準について  
答申案に対する意見

No.	日付	委員	意見
1	H29. 3. 16	委員 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>答申案了承。</u></li> <li>・ 条例案は審議会開催した方が良い。</li> <li>・ 条例は財産権絡み、慎重な取扱必要。</li> <li>・ 条例案は、建築主事を含めて技術的な視点も視野に入れることが良い。</li> </ul>
2	H29. 3. 20	委員 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>概ね答申案了承。</u></li> <li>・ 今回の条例案上程後、景観の絡みあるので、大規模以下の基準審議必要。</li> <li>・ 緑地率 「現行の 5,000 m<sup>2</sup>以上の基準は非常に厳しく、法律の域を超えており非現実的である。」 →現行の 5,000 m<sup>2</sup>以上の基準は非常に厳しいが、白馬村の景観を守るうえで必要（大切）であり、研究されたい。</li> <li>・ 分譲マンション 「現状」 →分譲マンションは経営管理が明確であり、定住が促進されるものであること。コンドミニアムホテルについては通年営業する施設であること。</li> </ul>
3	H29. 3. 20	委員 M	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>答申案了承。</u></li> </ul>
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			